

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の申立は、昭和五八年二月一五日にされたものであつて、刑訴法四三三条二項に定める五日の期間経過後のものであるから、不適法である（なお、同法五五条三項によれば、日曜日等が期間に算入されないのは、それが期間の末日にあたる場合だけであることが明らかである。）。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年二月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	橋	進	
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宣	慶
裁判官	宮	崎	梧	一
裁判官	牧		圭	次